令和５年２月６日

令和５年度松阪市一般会計当初予算

番号	7
事業名	特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費
予算額（主な支出）	2,930 千円（設立準備支援交付金　2,500 千円ほか）
特定財源	なし
事業の概要	人口急減地域である過疎地域の事業所が組合員となり、その組合員に人材を派遣する「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、移住希望者を含む地域住民の雇用機会の創出及び安定を図り、地域の事業所の人材を確保することで持続可能な地域を目指す。本組合を設立すれば、県内の自治体では初となる。 （令和5年2月1日現在　全国で72組合【75市町村】総務省HPより） 令和５年度に組合を設立することから、設立にかかる諸手続きや派遣職員の募集等に対し財政的な支援を行う。また、組合については、将来的に組合員となる事業所への「派遣業務」と併せて「移住関連業務」を市から委託し、「移住交流センター」としての機能の充実を図る。 事務所については飯高地域振興局前の「飯高茶屋」に置く予定である。 【事業費】 報償費・旅費・需用費・使用料（専門講師謝金、先進地視察経費）430千円 設立準備支援交付金　2,500千円（事務職員人件費、事務所維持経費等）
事業の背景など	過疎地域においては、人口減少や高齢化が著しく進んでいることから、労働力や地域の担い手の確保が大きな課題となっている。中でも第１次産業や製造業などの事業者においては人材の確保が厳しい状況となっている。 令和２年６月に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、人口急減地域に人材を派遣する特定地域づくり事業が各地で始まっている。 本市においても過疎地域である飯南・飯高地域の第１次産業や製造業などに従事し、併せて地域を担う人材の確保が急務となっていることから、本制度の活用は、過疎地域における人材の確保に有効であると考える。
目的・効果など	過疎地域にある事業所の人材を確保することで地域を担う人材を確保し、移住・定住に繋がる効果が期待できる。
事業スケジュール	R5. 5　組合設立準備室の設置、職員雇用 R5. 8　発起人会設立（4 事業者以上） R5.12 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合設立 R6. 3　特定地域づくり事業協同組合設立認可 R6. 4　派遣職員募集開始
添付資料	なし
備考	なし
担当課	企画振興部　飯南地域振興局　地域振興課 電話 32-2511